役員および評議員の報酬等規程

(目的)

- 第1条 この規程は、社会福祉法人三多摩福祉会の役員および評議員の報酬等について定め るものである。
 - 2 ここに定める以外の事項は、関係法令・定款・理事会の決定に従うものとする。

(定義)

第2条 この規程の報酬等とは、役員または評議員としての職務執行の対価としての報酬、 および職務遂行に伴い発生する費用(旅費含む)の実費弁償費のことをいう。

(役員および評議員の報酬等)

- 第3条 役員が法人および施設の運営のための業務にあたった場合の報酬は支払わないもの とし、別表1により実費弁償費を支払うものとする。
 - 2 役員および評議員が、理事会・監事会・評議員会、その他法人および施設の業務の ために必要な会議に出席した場合の報酬は支払わないものとし、別表1により実費弁 償費を支払うものとする。
 - 3 実費弁償費は、業務の内容にかかわらず1日につき1回の支給とする。
 - 4 実費弁償費は、その都度、現金で支払うものとする。
 - 5 交通費が、実費弁償費の額を超える場合にはその実費とするなど、必要に応じて適 宜対応することができる。

(出張旅費)

- 第4条 役員および評議員が、法人および施設の業務のために出張する場合は、別表2により旅費等を支給することができる。
 - 2 旅費は、実費を支給する。
 - 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
 - 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
 - 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を 支払い、出張終了後精算することができる。

(適用)

- 第5条 職員を兼ねる役員は、この規程を適用しない。
 - 2 評議員選任・解任委員及び苦情対応第三者委員の報酬等はこの規定を適用する。

(改正)

第6条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、2016年2月16日より施行する

この規程は、2017年6月20日に一部改定し、2017年4月1日から適用する

社会福祉法人三多摩福祉会役員等報酬規程別表

別表1 (日額)

名 称	実費弁償費
役員・評議員業務	3,000円
会議出席	3,000円

別表2 (日額)

名 称	宿泊費(1泊)	その他
旅費	20,000円	実 費